

議案第184号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

訴えの提起について



8月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 控訴の当事者 控訴人 さいたま市

代表者 市長 清水 勇人

被控訴人 第1審原告ら

6 控訴の趣旨

(1) 原判決中控訴人敗訴部分の取消しを求めるもの

(2) 被控訴人らの(1)の取消しに係る部分の請求の棄却を求めるもの

(3) 被控訴人らに対し、第1審及び第2審の訴訟費用の負担を求めるもの

7 控訴をする理由

さいたま地方裁判所より標記事件についての第1審判決があったが、容認できる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第281条に基づき、東京高等裁判所に控訴をするもの